明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四〇）　一

〔告　示〕

○市町の境界変更の件（総務四九一）　一
○会社法第九百四十四条第一項の規定に基づく電子公告調査機関の登録に関する件（法務五二三）　二
○日本国に帰化を許可する件（同五二四）　二
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（厚生労働四四〇）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二二八五～二二九〇）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二二六）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二二七）　五
○中小企業信用保険法第二条第四項第四号の規定に基づき災害及び地域を指定する件（同二二八）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二一九）　六
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同一二二〇）　六
○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件（同一二二一、一二二二）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛二七四）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（同二七五）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（同二七六）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局一〇二、一〇三、一〇五、一〇六）　七
○自動車専用道路に関する件（同一〇四）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一四八、一四九）　八

〔国会事項〕

財務省　環境省　北海道　愛知県　大阪府　香川県　札幌市　京都市　大阪市　神戸市　八

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項　八

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九

産　業

日本工業規格（経済産業省・国土交通省）　九

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について（同）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示二～五、奈良同二～四、佐賀同三、大分同二～七、鹿児島同三）　二

〔資　料〕

閣議決定等事項　三

〔公　告〕

諸事項　三

官庁
財団、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三
特殊法人等
平成二十二年度財務省共済組合の決算、独立行政法人国立病院機構職員の免職処分関係　二七
会社その他

省　令

○厚生労働省令第百四十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第一項第七号及び同条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第二項第一号ロ(1)(ii)(ロ)中「を超え、」を「以上」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百九十一号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、岐阜県海津市と養老郡養老町との境界を次のとおり変更する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年十二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年十一月二十五日

総務大臣　川端　達夫

海津市に編入する区域

養老郡養老町有尾字下池四五六の二七、四五六の二八、四五六の三〇、四五六の三三、四五六の三四、四五六の四一、四五六の一〇〇から四五六の一〇八まで、四五六の一二一から四五六の一三二まで、四五六の一三六、四五六の一三八から四五六の一四三まで、四五六の一五四、四五六の一五五、四五六の一七五から四五六の一七七まで、四五六の二九八、四五六の三二四、四五六の三二五、四五六の三二七、四五六の三五一、四五六の四二七、四五六の四六〇、四五六の四六三から四五六の四六七まで、四五六の五五二、四五六の六一六、四五六の六二〇、釜段字古堤新開八八の一、八八の三から八八の一四まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部